

伊賀市告示第 191 号

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市夢のある農業振興計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条の規定に基づき、伊賀市夢のある農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に係る事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 農業団体等を代表する者
- (4) 商工業団体等を代表する者
- (5) 個人農業従事者
- (6) 市民からの公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事

務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、産業農林部農林振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。